

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	○ 三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者の指定	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家の指定管理者の指定	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の 一部を改正する規則	福利・給与課	2頁

告 示

三重県教育委員会告示31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月26日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県鈴鹿市御園町1669番地
名 称 公益財団法人三重県体育協会
代表者 理事長 東地 隆司
- 2 指定した年月日
平成29年12月21日
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

三重県教育委員会告示32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成29年12月26日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県熊野市井戸町653番地12
名 称 有限会社熊野市観光公社
代表者 代表取締役 奥田 博典
- 2 指定した年月日
平成29年12月21日
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

お 知 ら せ

平成29年12月26日付け三重県公報第2967号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十二月二十六日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のよう^{三重県教育委員会規則}に改正する。

第十一条の三第一項中「知事」を「県委員会」に、「次条」を「第十一条の五」に改める。

第十一号様式の八から第十一号様式の九の三までの様式中「(第11条の4関係)」を「(第11条の5関係)」に改める。

第十一号様式の十中「(第11条の4関係)」を「(第11条の5関係)」に

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		を
	名称		

受講する 公共職業訓練 等の施設	所在地		に改める。
	名称		
特定地方公共団 体又は職業紹介 事業者の紹介に よる就職の場合、 その所在地及 び名称	所在地		
	名称		

第十一号様式の十一から第十一号様式の十三までの様式中「(第11条の4関係)」を「(第11条の5関係)」に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十一条の三第一項の改正規定、第十一号様式の八から第十一号様式の九の三までの様式の改正規定、第十一号様式の十の改正規定（「(第11条の4関係)」を「(第11条の5関係)」に改める部分に限る。）及び第十一号様式の十一から第十一号様式の十三までの様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社